

新型コロナ Q & A

阪南地区版 第7弾

「第3波」抑止へ 共産党が提案

日本共産党

新型コロナウイルスの感染が急拡大し、深刻化しています。私たちの命や暮らし、営業を守るために、いま政治はなにをすべきでしょうか。

この冊子では、11月29日に『しんぶん赤旗』に掲載された「新型コロナQ&A 第6弾」の内容に加え、「コロナかな?」と思った時の対応、泉州地域の医療の体制などを紹介します。

新型コロナ危機打開へ、たしかな情報
しんぶん赤旗をあなたも

日刊紙

月 3,497円

日曜版

月 930円



泉州民報

No. 75 2020. 12. 18 発行：日本共産党阪南地区委員会 岸和田市作才町1-10-37

※ 日本共産党阪南地区委員会は新型コロナ問題に関わる支援制度を紹介しました。

「まさか、コロナ！？」と思ったら… 11/24から 身近なお医者さんでも PCR検査が受けられるように

発熱・体がだるい



かかりつけ医が

ある

ない

★かかりつけ医に電話する★

診療・検査ができるお医者さんなら
→ 医師の判断にもとづいて検査を実施

診療・検査できないお医者さんなら
→ 検査できる医療機関を紹介してくれる



「府民向け相談窓口」でも
健康相談を受け付けています！

06-6944-8197

休日含む 9:00～18:00

★新型コロナ受診・相談センターに電話する★

06-7166-9911

休日・夜間でかかりつけ医に電話できない時も
休日含む 24 時間対応

(自動音声ガイダンスの場合あり)

日本共産党は、さらに検査を増やし 感染から住民を守るために全力を尽くします

感染を抑え込むには、PCR 検査の抜本的な拡大が必要です。日本共産党は、泉州地域の市議会・町議会でも検査の拡大を繰り返し求めてきました。

保健所の業務がひっ迫し必要な人が検査を受けられない状況が生まれ、保健所を通さなくても検査が受けられるようにと求め、ようやく身近に検査が受けられるようになりました。検査を実施する医療機関が増えています。

■診療・検査医療機関（コロナとインフル両方の検査ができる大阪府指定の医療機関 12/14 時点）

和泉保健所管内（和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町）	40 ヶ所
岸和田保健所管内（岸和田市・貝塚市）	59 ヶ所
泉佐野保健所管内（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町）	57 ヶ所

上記以外にも、泉佐野保健所管内では泉佐野泉南医師会が大阪府と契約し、97 ヶ所の地域の医療機関で検査ができるようになる（12/1 現在）など、身近に検査が受けられる体制が拡充しています。泉佐野市では、無症状でも 65 歳以上の高齢者などへの無料 PCR 検査の実施を決めました。

Q 感染者が連日2000人超え。「第3波」が来ていると言われ、不安です。どうしたら、抑えられますか？

A 全国各地で新型コロナウイルスの感染者が急増し、連日、新規陽性者数、重症患者数が最多を更新する状況です。春の「第1波」、7～8月の「第2波」に続く、「第3波」の感染拡大が起っています(図参照)。

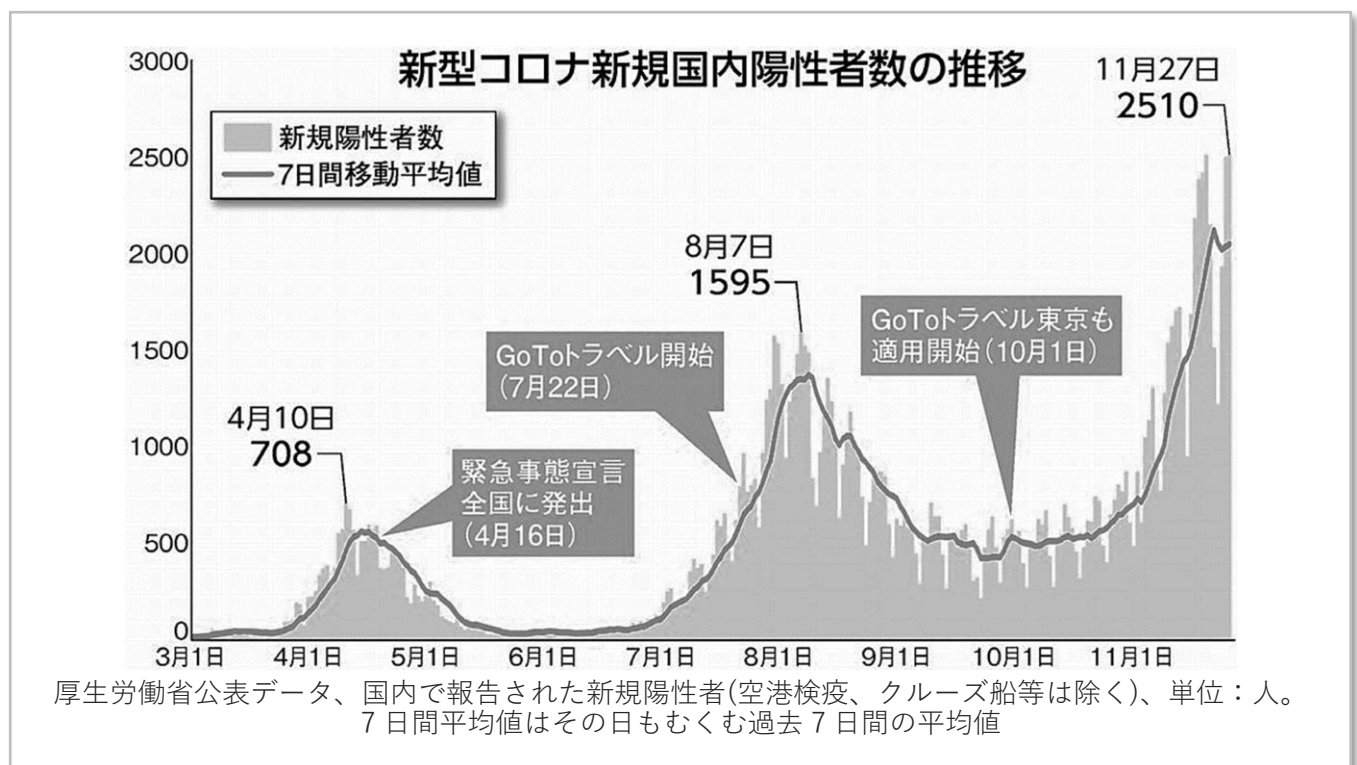
北海道、首都圏、中部圏、大阪などでは、重症患者の増大が病院のベッド(病床)やマンパワー(人的資源)の限界を超え、医療体制が機能不全になる「医療崩壊」の瀬戸際におちいる地域も出てきています。

こうした深刻な事態が起こっているにもかかわらず、菅政権は「静かなマスク会食」など、国民に自助努力を求めるだけ。専門家をつくる感染症対策分科会が「GoToトラベル」の一時停止を提言しても、まともに受け止めず迷走しています。検査や医

療の体制を拡充する施策や雇用・営業・くらしを守る抜本的な政策を、何も打ち出そうとしない無為無策に、国民の不安と失望が広がっています。

菅政権は「経済を回さなければならない」といいますが、日本医師会の中川俊男会長は「感染防止策が、結果的には一番の経済対策」と指摘します。

日本共産党は、感染の爆発的拡大を抑え、医療体制を維持・強化し、国民のいのちと健康をまもるため、(1)医療機関や高齢者施設などを守るための「社会的検査」、繁華街など感染急増地となるリスクのあるところへの「大規模・地域集中的検査」を政府の大方針にすえて推進する(2)感染追跡を専門的に行うトレーサーを確保し、保健所の体制を抜本的に強化する(3)病院・診療所への減収補填(ほてん)など医療機関への全面支援を行う(4)全国一律の「Go To」はやめて地域ごとの支援策に切りかえる—という四つを提案。その実現に向け各地で運動を進めています。



全国一律のG o T o 停止を

Q 政府は「G o T o トラベル」の見直しを表明しましたが、事業に期待している業者もいると聞きます。どうしたらいい？

A 日本医師会会長や、世界保健機関(WHO)のシニアアドバイザーなど多くの専門家から、政府による「G o T o トラベル」事業の推進が、感染者急増の契機になったという指摘がされています。

新規陽性者・重症者数が最多を更新し、政府のコロナ対策分科会からも「G o T o トラベル」の「一時停止」が提言されるなか、政府もようやく事業の「見直し」を言いましたが、あまりにも遅すぎる対応です。

「見直し」の内容も、「G o T o トラベル」事業自体はあくまで継続し、どの地域を対象から外すかは都道府県知事の判断に“丸投げ”するというものです。そのため、新規感染者数をもっとも多い東京は、いまだ対象地域から外れていません。

札幌市、大阪市についても、政府は当初「目的地」とする旅行は対象から除くが、両

市を「出発地」とする旅行は対象に残し支援すると表明。それが世論の批判を浴びると、今度は両市を「出発地」とする旅行は対象に残しつつ「自粛」をお願いすると言い出すなど、もはや完全な迷走状態です。

その一方、観光・宿泊関連業者に対する代替の支援策はなく、「G o T o トラベル」の対象から外れる地域や、感染拡大の影響で利用客が激減した地域の業者の打撃は放置されたままとなります。

日本共産党は、全国一律の「G o T o トラベル」はやめ、地域ごとに観光・宿泊業者を支援する制度に切りかえることを提案しています。その際、支援の枠組みを、小規模な事業者にも届くよう事業の在り方を見直すことや、持続化給付金の第2弾などの直接支援を組み合わせ、観光・宿泊業者に対する支援を強化することも提起しています。

感染拡大を抑止しながら、観光・宿泊業者をまもるため、「G o T o」事業の根本的な見直しを政府の責任で進めるべきです。

感染拡大を抑えるには

高齢者施設など「社会的検査」

Q 共産党のいう「社会的検査」とは何ですか？

A 医療機関(病院・診療所)、介護・福祉施設、保育園・幼稚園、学校、学童クラブなど、クラスター(感染者集団)が発生すれば多大な影響が出る施設等で定期的なPCR検査を行うことです。

厚生労働省によれば、全国の医療機関での院内感染は386件、福祉施設(高齢者・障害・児童)での施設内感染は452件で合計838件に達しています(11月24日時点)。大阪府では、「第2波」以降に発生したクラスターのうち、医療機関と高齢者施設等で発生したクラスターが7割を占めました。いまや、クラスターの中心は、医療機関と介護・福祉施設です。そこに入院・入所する人の大半は高齢者であり、ここで

の集団感染を防ぐことは重症・死亡事例の発生を抑えることにも直結します。

この間、東京都の世田谷区や千代田区、神戸市などで、高齢者施設等への「社会的検査」が始まっています。沖縄県は、医療機関と介護施設への定期検査を始めようとしています。

政府も、感染者多発地域などにおける医療機関、高齢者施設への「一斉・定期的な検査」を自治体に「お願い」する「事務連絡」を出していますが(9月15日、11月16日、同19日、同20日)、そうした検査を実施する費用は、国の負担が2分の1、地方の負担が2分の1です。その負担が重いために、検査拡大に二の足を踏む自治体も少なくありません。

日本共産党は、“自治体任せ”ではなく政府が自ら先頭に立って「社会的検査」を推進すること、検査の地方負担問題を解決するため、“全額国庫負担の行政検査”の仕組みをつくることを求めています。

感染多発地域で「面の検査」も

Q 「大規模・地域集中的検査」とは、どういう検査？

A 感染拡大を抑止するには「クラスター対策」—「点と線」での検査にとどまらず、感染急増地(ホットスポット)となるリスクのあるところに対し、無症状の感染者を把握・保護するための「面の検査」を行うことが必要です。

政府も、8月に決めた「今後の取組」で、感染状況を踏まえた「地域の関係者への幅広い検査」を打ち出しました。さらに、11月10日の政府コロナ対策推進本部に出された資料は、7～8月の「第2波」に際し、東京都新宿区・歌舞伎町において、「大規模・

地域集中的なPCR検査を実施したことにより、陽性者数が減少したことが統計的な分析で明らかになった」と、その効果を認めています。

そうであるなら、「大規模・地域集中的検査」を政府の大方針に位置づけ、強力に推進するべきです。

日本共産党は、医療機関や高齢者施設に対する「社会的検査」とともに、感染集積地域における在勤・在住者など幅広い関係者への「面の検査」を、政府の責任で行うことを求めています。その費用は、全額国庫負担でまかなうべきです。



新型コロナウイルスの検体を採取する
病院職員＝千葉県内の病院

保健所強化し追跡担当者確保

Q 共産党の提案にある「トレーサー」って何ですか？

A 「トレーサー」とは、検査で陽性となった人を保護して行動履歴や健康状態を把握したり、接触歴をたどって感染が疑われる人を見つけだすなど、“感染追跡”を専門に行う人のことです。

現在の急激な感染拡大に対応し、陽性者を着実に把握・保護していくには、トレーサーの役割が不可欠です。

この間、欧米で感染の再拡大が起こっている要因の一つに、それらの国々では感染が疑われる人への大量の検査が行われる一方、陽性者の追跡(コンタクトトレーシング)が十分にできていないことがあると指摘されています。

ところが、今、日本では保健所の人員・体制が大幅に不足し、感染者の急増に追跡業務が追いつかない事態が起こってきています。

各地の保健所の追跡業務を応援するため、国は 1200 人の“派遣要員”を登録しているといいますが、全国 28000 人の保健所職員がフル稼働しても全然足りない現場を支えるには“焼け石に水”でしかありません。

日本共産党は、国の責任で緊急に、感染追跡の業務を担う人員の確保・養成を図ることを求めています。保健所の体制強化とトレーサーの確保により、「検査・保護・追跡」を一体に推進してこそ、感染拡大を抑制できます。

減収補填して医療体制を守れ

Q 「医療崩壊」を起こさないために何が必要？

A 各地で感染症が急増するなか、病床は逼迫(ひっぱく)し、重症患者の増加に医療の体制・人員が耐えきれなくなる、「医療崩壊」の危機がせまっています。そうなれば、コロナ患者の救命ができないだけでなく、がんや脳疾患、心臓病や事故による大けがの患者なども救えなくなり、大量の死者が出る事態が起こりかねません。医療体制を維持・強化するための抜本的な施策が必要です。

菅首相は「コロナ患者に対応する医療機関を支援するため、3兆円の予算を投入し

た」といいますが、実際に医療現場に届いたのは、予算の2割程度です。

この間、多くの病院・診療所が、患者の受診抑制などによる大幅減収で「コロナ経営危機」に直面し、医療従事者の「コロナ賃下げ」が起こっていますが、政府は一貫して、「医療機関への減収補填はしない」という姿勢をとっています。

日本共産党は、政府が決めた医療機関への支援策をすぐに現場に届けるとともに、地域医療を支えるすべての病院・診療所に減収補填を行い、医療体制を全力で守ることを求めています。不足している感染防護具や医療用機材を国の責任で現場に届けることも必要です。軽症・無症状者を保護するためホテルなどを借り上げて設置する宿泊・療養施設を自治体が確保できるよう、予算の緊急的な追加を行うことも求められます。

泉州地域でも感染が拡大

下の表は、市町村別の陽性者数の累計(12/17 時点)です。

泉州地域でも感染者が急増しており、PCR 検査の拡充などの感染症対策や医療体制への支援が必要です。

和泉市	368 人	熊取町	74 人
高石市	126 人	泉佐野市	164 人
泉大津市	188 人	田尻町	10 人
忠岡町	19 人	泉南市	102 人
岸和田市	409 人	阪南市	58 人
貝塚市	170 人	岬町	23 人

大阪府ホームページより抜粋

くらし・営業を守るには

「自粛」要請なら今度こそ補償を

Q 酒類の提供を伴う飲食店などに営業の自粛を要請する自治体が出ていますが？

A 新型コロナの感染急拡大を抑えるには、「密閉・密集・密接」を避けるとともに、営業時間の短縮なども求められています。

しかし、時短など「自粛」を要請するなら今度こそ補償とセットで行うことが必要です。自粛に伴う収入減や負担増への補償がなければ効果は限られたものにとどまり、感染防止の実効性も担保されません。それはこれまでの感染拡大で実感したことです。

今回の「第3波」ともいわれる感染拡大を受けて、居酒屋などに対して「営業の自粛要請」が、一部の自治体などから出されています。

しかし、これに応じた業者に対する補償はありません。「協力金」という名の支援金は東京で40万円（20日間）で、「家賃にもならない」との声も出ています。支給要件も自治体によりばらばらです。

そもそも、自粛要請によって生じた損失を、国・自治体の責任で補てんするのは当

然のことです。憲法29条3項は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と規定しています。

菅首相は、営業時間の短縮要請について「協力した全ての店舗に国として支援していきたい」（26日）とのべましたが、具体的中身は明らかにしていません。今度こそ国はきちんと財政負担し、十分な補償を行うべきです。

業者直接支援策の追加・延長を

Q 商売をやっているが、このままでは「年が越せない」……。

A 中小業者のみなさんの声と野党の国会論戦で持続化給付金、家賃支援給付金などの直接支援が実現しました。

しかし、「一時的にしのいでいる。この状況が長引けば経営継続が難しい。第二、第三の給付金が必要だ」との声は切実です。コロナ禍が長引いているもとで有効な対策がとられなければ年末にかけての倒産・廃業が急増し、「『大廃業時代』が現実味をおびてきた」（「東京商工リサーチ」9月23日公表）といわれています。

菅政権はこうした現実に向き合っていない。コロナによって売り上げが急減しているにもかかわらず、個人大家、みなし法人などは持続化給付金の対象から外されています。また家賃支援給付金は、支給件数が55万件で約4900億円、予算額(1兆9300億円)の4分の1にすぎません(11月20日現在)。しかも、これらの給付金の申請期限は2021年1月15日です。



東京都の要請にこたえ28日からの営業時間の短縮を知らせる居酒屋＝27日、東京都渋谷区

財務相の諮問機関である財政制度等審議会は、25日にとりまとめた「建議」（意見書）で持続化給付金や家賃支援給付金について「政府の支援への依存を招（く）」などとして、「終了」＝打ち切りを提言しています。

もともと給付金は、「第2波」や「第3波」を想定していなかった段階のもの。給付金制度の「終了」はもってのほかで、逆に柔軟な運用、申請期限の延長をはじめとした改善とともに、コロナ収束まで、第2弾、第3弾の給付金の継続的支援が必要です。

農林水産業者のみなさんも対象に

持続化給付金について、政府は「いわゆる農林水産業に係る所得を申告しておられる方々、全ての方々が対象になると理解しております」（5月12日、江藤拓農水相・当時）と答弁しています。

生活困窮者への支援を活用

Q 親一人、子一人、このままでは暮らしていけない。

A コロナ禍による生活困窮者への国の支援策には、(1)個人向けの生活福祉資金の特例貸し付け（窓口は自治体の社会福祉協議会）(2)家賃への補助を行う住居確保給付金の特例（窓口は自治体の生活困窮者自立支援制度の主管部局）(3)生活保護制度（窓口は自治体の福祉事務所）一などがあります。

(1)は、「緊急小口資金」と「総合支援資金」の2種類あり、両方で最大140万円まで借りられます。自営業者、個人事業主、フリーランスはもちろん、学生のアルバイト

収入減でも可能。償還時に住民税非課税世帯以下の場合、返還免除が可能です。

(2)は、離職・廃業または休業による収入減少や社員寮に住む人が住居を失うおそれがある場合にも活用できます。「家賃相当額」（上限あり）を自治体が原則3カ月払います。「特別な事情」がある場合、最長9カ月まで延長が可能です。

しかし、(1)は12月末に、(2)は給付開始から9カ月をすぎれば期限が来ます。支援の命綱がなくなれば、路頭に迷う人が続出します。支援策の延長が必要です。政府も検討をはじめたと報じられています。

(3)は、憲法にもとづく国民の権利です。6月15日の参院決算委員会で、日本共産党の田村智子参院議員の質問に、安倍前首相は「文化的な生活を送る権利がある。ためらわずに申請していただきたい」と答弁しています。しかし、5月以降の申請件数は減っています。窓口で追い返す「水際作戦」が大問題になっています。

低所得ひとり親世帯に緊急支援を 野党が法案提出

11月16日に野党4党（共産、立民、国民、社民）は、衆院に低所得ひとり親世帯緊急支援法案を共同提出。低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円）の再支給やひとり親世帯以外の子どもがいる低所得世帯などへの給付金の検討を求めています。政府も再支給を検討しています。

雇調金や休業支援金で雇用守る

Q 「会社から解雇するといわれた」「休めといわれたのに休業手当を払ってもらえない」。どうすれば？

A 経営危機を理由にした解雇は「整理解雇」と呼ばれ、人員削減の必要性や解雇回避の努力などがなければ認められません。パートなど有期雇用の雇い止めも正当な理由なしに認められません。

労働者に休業手当を出して雇用を維持する場合は、国から雇用調整助成金が出ます。

コロナ特例で日額上限が1人あたり1万5000円、中小企業で解雇などを行わない場合は助成率が10割です。これを活用して雇用と賃金を確保することが必要です。厚労省はこの特例措置の期限を来年2月末に延期すると発表しましたが、3月以降は「縮小する」としています（27日）。コロナの「第3波」が深刻化し、多くの企業が先の見通しが立たない中で早々と「縮小」を打ち出すなど許されません。

休業手当がもらえない場合は、労働者が国に対して「休業支援金・給付金」を申請できます。賃金の8割まで補償します。しかし、対象が限定されていることもあって、いまだ予算の8%しか支給されていません。

申請にあたっては、企業が休業指示を認めない場合でも、「週〇日勤務」など勤務日が記載された「労働条件通知書」やシフト表、月4日以上勤務を6カ月以上確認できる給与明細などがあれば支給決定されます。

ただし、大企業で働く労働者（非正規雇用を含む）は支援金の対象外となっており、すべての労働者が救済されるよう改善が必要です。

消費税5%減税と納税免除 必要

Q 今年は消費税が猶予になったが、来年2年分は払えない。

A 消費税を緊急に5%に減税することは、いま一番困っている所得の少ない人、中小業者にとって一番効果的な支援策です。

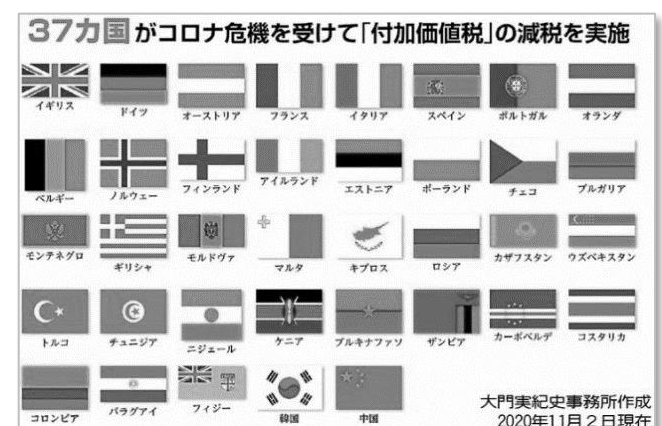
もともと中小・零細業者にとって、10%の消費税増税は大打撃で、赤字でも納税せざるを得ません。

経済協力開発機構（OECD）のグリア事務総長も、コロナ危機に対応するための緊急政策のなかに「一時的な付加価値税の減税または猶予」を挙げています。

海外ではイギリス、ドイツ、オーストリアをはじめ37カ国が消費税の減税に踏み切っています。ドイツは標準税率を3%、食料品など軽減税率を2%引き下げました。

また、19年度と20年度分の消費税納税分を免除することは、苦境にあえぐ中小業者を救済するうえで欠かせません。コロナ禍で多くの中小業者は納税にあえいでいます。納税猶予の特例で消費税は約4800億円猶予されましたが、今のままでは来年の確定申告で2年分の納税が求められます。これを放置すれば倒産、廃業に追い込まれてしまいます。

消費税の納税の免除は、営業と暮らし、日本経済を守るためにも必要です。



教育・文化を守るには

苦境学生に給付金・学費半減

Q コロナ禍でアルバイトもなくなり、日々の食事にも事欠くありさま。それなのに授業料は高い。なんとかならないの？

A 民青同盟が全国で取り組む学生向け食料支援活動の利用者は、のべ1万人を超え、増加の一途です。

政府の学生向け「緊急給付金」（10万～20万円給付）は、対象が全学生の約1割に絞られ、「希望者全員に給付」できた大学は19%です。要件が厳しく申請を自粛した学生もあり、困窮していても多くが給付を受けられていません。

党国会議員団は、民青同盟の食料支援などでつかんだ学生の実態を突きつけ、「緊急給付金」の再実施を、政府に繰り返し迫ってきました。そのなかで、「再追加配分を実施する」（萩生田光一文科相、27日）ところまで政府を動かしました。学生の実態が深刻さを増すなか、政府も「さらに何らかの措置を行うか…検討したい」（同前）と述べています。「緊急給付金」の要件を緩和しての抜本拡充と継続実施が大事になっています。

また、コロナ禍は、高学費をアルバイトと奨学金＝借金という学生の“自己責任”に押し付けてきた自民党政治の矛盾を浮き彫りにしました。いまこそ学費は値下げに転換すべきです。野党は共同で学費半額免除などを盛り込んだ「学生支援法案」を国会に提出しています（5月）。

「バイトもできず実家にも帰れず、1人で年越しする」「採用抑制が広がり、就職が決まらない。奨学金返済が不安」—高学費とコロナ危機で押しつぶされそうな学生に、

学費半額こそ最大のエールではないでしょうか。

文化芸術の支援へ「復興基金」

Q 「第3波」到来で再びコンサートやイベントが中止になる恐れもあります。文化・芸術を守るために何が必要ですか。

A 第2次補正予算で、芸術家や芸術団体を支援する「文化芸術活動の継続支援事業」が7月からとりくまれています。しかし、この事業の予算（文化庁分430億円）のうち、実際に交付決定されているのは、34%にすぎません。いまだに支援を必要としている多くの人に届いていません。

日本共産党の小池晃書記局長は、6日の参院予算委員会で、採択の遅れの問題を追及。萩生田光一文科相は「今後は迅速な審査を図ってまいりたい」と答弁しました。

関係者の要望をうけ、25日からは追加募集も始まりました（申込締切りは12月11日）。すでに申請した人も再度申請できます（詳細は文化庁ホームページ参照）。

感染が急速に拡大している中で、クリスマスやお正月のイベント、公演のキャンセルも出てきました。公演の中止が広がれば、芸術家やスタッフの収入が絶たれることになりかねません。「休業と補償はセット」でなければなりません。

文化の灯を消さないためにも、超党派の「文化芸術振興議連」も提案している「文化芸術復興基金」を創設することが必要です。数千億円規模の国費を投入して基金を創設することは、「国は、芸術・文化を見捨てない」という大きなメッセージになります。

連絡先一覧（公的機関・相談窓口）

● 大阪府

大阪府庁 06-6941-0351
新型コロナ受診相談センター 06-7166-9911
府民向け相談窓口 06-6944-8197

和泉保健所 0725-41-1342
岸和田保健所 072-422-5681
泉佐野保健所 072-462-7701

● 市役所・町役場

和泉市役所 0725-41-1551
高石市役所 072-265-1001
泉大津市役所 0725-44-7491
忠岡町役場 0725-22-1122
岸和田市役所 072-423-2121
貝塚市役所 072-423-2151

泉佐野市役所 072-463-1212
熊取町役場 072-452-1001
田尻町役場 072-466-1000
泉南市役所 072-483-0001
阪南市役所 072-471-5678
岬町役場 072-492-2001

● 市町村社会福祉協議会（社協）

和泉市社会福祉協議会 0725-43-7513
高石市社会福祉協議会 072-261-3656
泉大津市社会福祉協議会 0725-23-1393
忠岡町社会福祉協議会 0725-31-1666
岸和田市社会福祉協議会 072-437-8854
貝塚市社会福祉協議会 072-429-0294

泉佐野市社会福祉協議会 072-646-2259
熊取町社会福祉協議会 072-452-6001
田尻町社会福祉協議会 072-466-5015
泉南市社会福祉協議会 072-482-1027
阪南市社会福祉協議会 072-472-3333
岬町社会福祉協議会 072-492-0633

連絡先一覧（労働組合・各種団体）

● 民主商工会（営業に関する相談）

和泉高石民主商工会 0725-43-5893
泉大津忠岡民主商工会 0725-21-3680
岸和田民主商工会 072-445-3045
貝塚民主商工会 072-446-5683
泉佐野民主商工会 072-463-5801
泉南民主商工会 072-483-5640

● 労働組合（労働相談）

大阪労連阪南地区協議会 072-438-1340

● 農業関係の相談

農民連阪南支部協議会 090-3279-6856

● 生活と健康を守る会（生活に関する相談）

泉大津生活と健康を守る会 0725-32-3071
(午前中のみ)
岸和田生活と健康を守る会 072-432-3240
貝塚生活と健康を守る会 072-430-0078
(月・水～金の12:00～16:00のみ)
泉南地域生活と健康を守る会 090-2709-3801

● 法律関係の相談

阪南合同法律事務所 072-438-7734
新川司法書士事務所 072-444-9931

お困り事の相談は日本共産党へ

お近くの議員へ お気軽にご連絡ください

■ 和泉市議会議員団

早乙女 実 090-1715-7154

原 重 樹 090-9700-4743

■ 高石市議会議員団

明石 宏隆 072-266-3090

松田 亜季 072-266-3090

■ 泉大津市議会議員団

田立 恵子 090-3829-2717

森 下 巖 090-3051-9790

■ 忠岡町議会議員団

是枝 綾子 090-8169-6454

河野 隆子 090-6908-8881

二家本 英生 090-5650-9058

■ 岸和田市議会議員団

今口 千代子 090-2102-3553

岸 田 厚 090-8456-7571

中井 良介 090-9116-1479

田中 市子 090-3926-7164

■ 貝塚市議会議員団

明石 輝久 090-8799-0827

■ 泉佐野市議会議員団

高道 一郎 090-1131-4889

福岡 光秋 090-5159-9719

■ 熊取町議会議員団

坂上 巳生男 080-3774-5232

江川 慶子 090-8123-7518

鯉谷 陽子 090-6052-4445

■ 田尻町議会議員団

小川 雄司 090-8467-4415

吉開 育子 090-8535-6082

■ 泉南市議会議員団

大森 和夫 090-4288-3607

楠 成 明 090-9881-9714

■ 阪南市議会議員団

大脇 健五 090-4906-7777

河合 眞由美 090-8753-1369

■ 岬町議会議員団

中 原 晶 090-4298-7903

日本共産党阪南地区委員会 新型コロナウイルス対策本部

本 部 長:望月 亮佑(衆院大阪18区国政対策委員長)

副本部長:北村 みき(衆院大阪19区国政対策委員長)

〒596-0826 岸和田市作才町1-10-37

電話:072-437-8411 Fax:072-437-8414